

令和2年第6回
城里町議会臨時会会議録 第1号

令和2年11月27日 午後 2時08分開会

1. 出席議員（13名）

1番	桜井和子君	8番	河原井大介君
2番	加藤木直君	9番	関誠一郎君
3番	猿田正純君	10番	阿久津則男君
4番	藤咲芙美子君	11番	小林祥宏君
5番	片岡藏之君	13番	鯉渕秀雄君
6番	藺部一君	14番	小坪孝君
7番	三村孝信君		

1. 欠席議員（1名）

12番 杉山清君

1. 説明のため出席した者の職氏名

町長	上遠野修
副町長	仲田不二雄
まちづくり戦略課長	小林克成
総務課長	鯉渕和己
財務課長	船橋行子
会計課長（会計管理者）	久保田和美

1. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	阿久津雅志
主任書記	町田めぐみ
書記	高丸哲史

1. 議事日程

議事日程 第1号

令和2年11月27日（金曜日）
午後 2時08分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 承認第13号 物品購入契約の締結について
- 日程第4 議案第74号 城里町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第75号 城里町職員の給与に関する条例及び城里町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

1. 本日の会議に付した事件

- 承認第13号
議案第74号
議案第75号

午後 2時08分開会

町民憲章唱和

○議長（関 誠一郎君） 議員各位には何かとご多用のところご出席をいただき、大変ご苦勞さまでございます。

ただいまから町民憲章をお願いいたします。

私が前文を朗読いたしますので、引き続きご唱和をよろしくをお願いいたします。

ご起立願います。

〔全員起立・町民憲章唱和〕

○議長（関 誠一郎君） ご着席願います。

ご協力ありがとうございました。

議長挨拶

○議長（関 誠一郎君） 令和2年第6回城里町議会臨時会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本臨時会は、承認1件、議案2件を審議するものでございます。議事運営につきまして、議員各位の特段のご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議場内での携帯電話の使用は禁止されておりますので、マナーモード等のご確認をお願いいたします。

また、コロナウイルス対策といたしまして、議場内でのマスク着用を許可しております。

議員の出欠

- 議長（関 誠一郎君） 続いて、出席議員についてご報告いたします。
ただいまの出席議員は13名です。
欠席議員、12番杉山清君。

開会の宣告

- 議長（関 誠一郎君） 定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第6回城里町議会臨時会を開会いたします。

開議の宣告

- 議長（関 誠一郎君） これから本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

- 議長（関 誠一郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により
- | | | |
|----|-----|-------|
| 6番 | 菌 部 | 一 君 |
| 7番 | 三 村 | 孝 信 君 |
| 8番 | 河原井 | 大 介 君 |
- の以上3君をご指名いたします。

会期の決定

- 議長（関 誠一郎君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと存じます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（関 誠一郎君） ご異議なしと認めます。
よって、本臨時会の会期は本日1日間限りとすることに決定いたしました。
続いて、地方自治法第121条の規定により、説明のため本日の会議に出席を求めたもの

の職、氏名はお手元に配付しました名簿のとおりでございます。

傍聴人2名を許可いたしました。

町長挨拶

○議長（関 誠一郎君） ここで、町長より発言を求められておりますので、この際、これを許可いたします。

町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 本日は、令和2年第6回議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には公私ご多用の中ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、本臨時会は人事院勧告に伴う期末手当の引下げに関する条例改正、専決処分の承認についてご審議をお願いするものであります。

専決処分の案件につきましては、9月議会中に追加提案すべきところ、その時期を逸してしまいまして、大変申し訳ございませんでした。

今回の一件は事務的なミスでございます。町長として管理責任を痛感しております。12月議会におきまして町長、副町長の給与減額の条例を提出させていただきます。

このたびは慎重審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げて、私からの挨拶といたします。

承認第13号 物品購入契約の締結について

議案第74号 城里町特別職の職員の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

議案第75号 城里町職員の給与に関する条例及び城里町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（関 誠一郎君） これより、日程第3、承認第13号 物品購入契約の締結についてから日程第5、議案第75号 城里町職員の給与に関する条例及び城里町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての3議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 令和2年第6回町議会臨時会に当たり、提出議案の概要についてご説明申し上げます。

承認第13号 物品購入契約の締結について承認を求めることについてであります。令和2年度城里町避難所用間仕切りの購入の契約につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決に付すべき契約でありましたが、避難所用の物品としまして少しでも早く契約することを最優先としまして、地方自治法179条第1項の規定により、特に緊急を要する契約であると判断し、専決処分により物品の購入契約の締結をしたものです。

本来であれば、契約の時期から9月の定例会の最終日に追加の承認案件としまして議会に報告し、その承認を求めなければならないところでしたが、その時機を逸してしまい、大変申し訳ございませんでした。何とぞご理解の上、適切なるご判断をいただきますようお願い申し上げます。

次に、議案第74号 城里町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部の条例を改正する条例についてであります。特別職の職員の給与に関する法律が改正されたことに伴い、町条例の一部を改正するものです。

主な改正点は、令和2年12月の支給の期末手当を0.05か月分引下げて1.65月とするともに、令和3年以降の期末手当を0.025か月分引下げ、0.675月とするものです。

次に、議案第75号 城里町職員の給与に関する条例及び城里町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。一般職の給与に関する法律等が改正されたことに伴い、町条例の一部を改正するものです。

主な改正点は、令和2年12月支給の期末手当を0.05か月分引下げて1.25月とするともに、令和3年度以降の期末手当を0.025か月分引下げ、1.275月分とするものでございます。

以上、議案の概要についてご説明いたしました。

慎重審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

質 疑

○議長（関 誠一郎君） それでは、議案の質疑に入ります。

初めに、承認第13号についての質疑を求めます。

2番加藤木 直君。

○2番（加藤木 直君） ただいま提案理由の説明を拝聴いたしましたけれども、大変優秀な職員さんがたくさんおられるのに、専決処分の報告、そして承認を失念してしまったということ、まことに残念でなりません。

何点かお伺いいたしますけれども、まず、7月31日に4回目の臨時議会を行っておりますよね。これコロナ関連の補正予算ですけども、8月12日には第5回目の臨時会、これお盆の一番忙しいときですけども、町長やられています。その後、8月21日には、既に第3回定例会の告示していますよね。その後8月27日に、そのパーティーションの入札を行っ

たと、同日に専決処分と。契約も同日でよろしいですか、これは。財政課長よろしいですね、契約も27日ですね。はい。

これ告示しているのに、これそんなに急ぐんですかね。9月1日、第3回定例会の議会運営委員会を行っていますけれども、このとき当然、担当の財務課長、それからまち戦課長、総務課長来ておられます。このときは議案案件を打ち合わせる場でございますので、このときになぜ気がつかなかったのか。その後、全員協議会を9月4日に行っていますよ、ここでも全く話がなかった。町長、笑っている場合じゃない。そして、9月8日から18日まで第3回の定例会がございました。その中で、桜井議員さんがパーテーションの避難所用の間仕切りの発注は済んでいるんですかという質問に対しまして、町長は、入札を行い、落札までしておりますと。落札業者と手続を進めている最中ですよ、このように発言をされております。このとき専決したことを忘れるんですかね、これ。大変軽い専決だなというふうに思いますけども。

こういった状況証拠から、700万円以上の動産の購入が議会案件だったということを本当に知っていたんですか。議決案件だということを失念していたんじゃないですか。そういうふうに思われてもしようがないんじゃないかなというふうに思います。

そういったことを踏まえて、ちょっとお伺いします。

今回の専決処分の定義、先ほども提案理由の中で言われていますけれども、次の場合、普通、地公体の長は、その議決すべき事件を処分することができるということで、幾つかの定義がありますね、そのどれに合致するのか。本当に緊急性があるとは思えないんです。もしこの専決の認定を誤れば、当該専決処分につきましては違法になります。

もう一つ、失念をしてしまったということでございますけれども、これはまさに町民軽視、また町長は大幅な人事異動をよくやられておりますけれども、適材適所でありましてというようなことを言われていますけれども、非常に安易な人事異動をされているんじゃないかなと、それが弊害になっているんじゃないかなというふうに感じておりますけれども、どうですかこれは。2点目、これもお伺いします。

取りあえずこの2点、町長お答えいただけますか。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） ご質問に回答させていただきます。

地方自治法179条に専決の条件が書いてございます。読み上げさせていただきます。

普通公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書きの場合においてなお会議を開くことができない場合、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、または議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができるということになっております。

この条文の中の特に緊急を要するためというところに該当して専決ということになって

おります。

それから、人事異動の話がございましたが、基本的に指名委員会の委員長は副町長であり、そして議案の提出責任者は町長でありますので、その議案の提出漏れについては課長以下の責任ということではなくて、指名委員会の長である副町長と最終的な議案の提出者である町長が責任を負うべきものというふうに考えております。

○議長（関 誠一郎君） 2番加藤木 直君。

○2番（加藤木 直君） 特に緊急を要するため議会を招集する時間的な余裕がないということ、ここに当てはまるんだということなんですけれども、議会は1日前だって招集されれば出ますよ、できるようになってますよね。これだけ臨時議会やっているんだからできるんじゃないですか。

それから、人事の問題ですけれども、町長が部下をかばうのはよく分かるんですけれども、やはり仕事は町長と副町長でやっているわけじゃないので、実際に動いているのは皆さん課長以下の人たちですよ。それをかばうのは格好いかもしらんけれども、だけでもやはり課長、課長補佐、係長が町長、副町長の抜けている部分を、いや、こうでしょうと、これやらなくちゃまずいですよというような、そういった正しいことは正しいと、間違っていることは間違っているんだというようなことを言えるような組織じゃないと、本当に城里町はどこへ行っちゃうんだか分からないですよ。

あと何点かちょっとお伺いします。

例えばこういった案件が過去にさかのぼって、物品の購入で未承認のものがないかどうか、担当課でこれ調査されていますか。

それから、通常ですとこのようなことがあった場合、ほかの市町村では、その責任の所在を明確にして、当然再発防止策を講じているようですけれども、当町ではどのような再発防止策を考えているのか、これも町長にお伺いしたい。

まず、物品の購入で未承認のものはないかどうか、調査されているのかどうか、またあるのかないのか。700万以上の未承認のものですね。お伺いします。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） ご質問の過去の専決処分の件につきましては、10月23日付で関議長から質問書が出ている内容と同じ質問だというふうに認識します。それにつきまして10月30日付で回答書をしておりますので、回答も質問も同内容でございますので、これを読み上げさせていただきます。

城里町議会からの質問書ということで10月23日に城里町議会議長関 誠一郎、このことについて下記の質問について回答をくださるようお願いいたします。

専決処分について、令和2年8月27日に物品購入の専決処分をしたと令和2年10月7日付の文書にて通知されましたが、当該案件は専決処分に合致しておらず、専決できないものですので、速やかにしかるべき対応をすべきと考えます。またこの件に関しまして、平成

27年以降、700万を超える物品購入契約の議案は1件も上程されておられませんので、調査の上、回答及び対応をお願いします。これに対する回答書が10月30日に出ております。下記のとおりですというところの以下だけ読みまして、専決処分については、令和2年度城里町避難所用間仕切り購入契約の際の専決処分については、災害発生時における避難所開設で使用する物品であり、最近のコロナ禍における避難所での感染拡大防止を図る観点からも需要が高まり、納品に相当の日数を要することから、可能な限り納品を早め、避難者の安全・安心かつ適切な避難所運営を早急に図る必要があると判断し、専決処分をしました。

平成27年8月に開札された27小型動力ポンプ積載車（軽4駆動デッキバンタイプ）3台の購入については、700万以上の物品であったとし9月議会に上程し議決をいただいております。それ以降の700万を超える物品購入契約については、全て製造の請負であったと解釈されるため、議会案件として上程していません。平成27年度から令和元年度については予算と決算が既に議会の承認をいただいております。議会としてもそのような解釈に基づき、問題なく決算を承認されたものと認識しております。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 2番加藤木 直君。

○2番（加藤木 直君） 何言われているかよく分かりませんが、こういった議決案件を忘れていたら、日本中探せば、たくさんこんなのありますよ、先日、鉾田でもございました。その都度、臨時議会を開いて事のてんまつを説明をいたしまして、それで原因の究明、その対策、こういったものを講じていくというのが継続性や一貫性を持った行政のやることではないかなというふうに私は思っているんですけども、こういったことがいまだにずっとやられていないと。

臨時議会、今回で6回目ですけども、県内探しても、こんなに件数やっているところないんじゃないですか。例えばこれ、8月27日に専決をされているということなんですけれども、もしこの専決が後づけだったら、これ後から専決したという文書を作ったということになると、これはもちろん犯罪ですし、公文書の偽造になります。

再度お伺いをいたしますけれども、これ間違いなく専決事項に該当しているんだと、緊急性があったんだと、そしてそれは入札当日に決裁をしたと、それを5日後の議運でも忘れ、全協でも忘れ、そして定例会でも忘れてしまったと。しかも、定例会終了後半月以上も忘れていて……専決処分するときって、議長には一言も相談なかったんですか、これ。

○議長（関 誠一郎君） ないです。

○2番（加藤木 直君） 一言もなかったんですか。じゃこれ、忘れていて、この専決処分をしたそれを報告しなくちゃならないでしょうということを、一体いつ、誰が思い出したんですか。一月もたってから。町長、誰が思い出したんですか。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 9月議会は多額の補正予算を抱えておりまして、また今までに

は求められていないようなそれぞれの事項において説明資料を作らなければいけないということで、そういったたくさん資料に目を通したりして、多忙な余り、案件が余りにも多かったので失念をしてしまいました。議会が終わってしばらくしてから、皆様方に通知を送る10月の中旬に私が気づいてすぐお知らせをしましたので、その文書を発出した数日前に私が気づきました。

○議長（関 誠一郎君） 2番加藤木 直君。

○2番（加藤木 直君） 町長が気づかれたんですか。ああ、そうですか。

これね、大変多忙であって、それで失念したと言うけれども、失念じゃなくて、失礼でしょう、これは。私以外にもいろいろ聞きたいなという方いっぱいおりますので、こちら辺にしておきますけれども、いずれにいたしましてもこの専決処分については、緊急性があるという部分については、私は正直言って納得できない。本当に緊急性があるのであれば、もっと早く、しかもコロナ対策でなくたって、これは必要なものでしょう。そのコロナ対策の予算が来ないと買えないものですか、これ。ですから、本当に必要だったら、国から来るお金じゃなくて、自らので買えるはずですよ。もっと早め、早めにこういったものは対応していただければ、納品が来年の1月、2月でなくて済むんですよ。ちゃんとやっていただきたいと思います。

議長、以上です。

○議長（関 誠一郎君） ほかにございますか。

4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） 加藤木議員さんがほとんど聞いていただきまして、私も同じ質問なんですけれども、少し確認をさせていただきたいと思います。

700万以上の物品購入について、議会の議決に付すべき契約、それで専決したということなんですけれども、この議会の議決に付すべき契約というのを分かっていて、なぜ専決処分をしたのか、そのときの判断をもう一度お答えください。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 回答させていただきます。

これまで極力、専決処分しないようにということで、細かい案件でも臨時議会を開いて承認を取ってきましたが、8月の議会を招集したときに、こういうことであれば専決していいんじゃないかということで大分お叱りをいただいた直後でもありましたので、臨時会の招集ではなく専決をさせていただきました。同時期に発注したサーモカメラ等も、ようやく今になって入荷が始まっております。コミセンのほうは新しいサーモカメラ、自動型のサーモカメラが納入されたのを気づいている方もいらっしゃると思うんですが、ようやく最初に発注したサーモカメラも今届き始めていまして、避難所用の間仕切りなどは、もっと注文が殺到して混雑していまして、発注とか契約の時期が遅れば遅れる程納品が遅れると。1週間契約が遅れたら1週間納品が遅れるのではなくて、1週間契約が遅れたら

納品は2週間、3週間遅れるということもあったかもしれませんが、それぐらい注文が殺到していて、混雑しております。

そういう状況でした。そういう中で、今もコロナが急拡大してしまっていて、いつ城里町内で感染爆発が起こるか非常に危惧しているところであります。

また、先日も震度5には至りませんでしたでしたが、大きな地震がありまして、いつ大きな地震と感染爆発と両方が同時に城里町内で起こるか分かりません。そういったときに、避難所でコロナが蔓延しないようにするためには間仕切りが必要になるわけですが、間仕切りの納品が1週間、2週間遅れて、それで避難所内で感染が広がってしまったということがあってはなりません。一日も早く避難所用の間仕切りを納入してもらう必要があるため、契約日同日に専決ということで、それでちょっとほっとしてしまっていて、またほかの資料の確認等もあり、忙殺されてしまっていて、最終日の追加提案事項に気が回らなかったことについては、事務的なミスであるということでおわびしたいというふうに思っております。

○議長（関 誠一郎君） 4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） ご丁寧な説明をいただいたんですが、私が聞きたかったことは、議会の議決に付すべき契約をなぜ専決処分をしたのかということを知りたいです。それは、これを黙って、そうか、そうか、町長の言うとおりで、それは大変だったね、忙しかったねということで納得して承認認めてしまったら、これからどのようなことでこのようなことが続けられるかを私は心配しております。それは、やっぱりきちんと気がついた時点で、加藤木議員さんも言いました、議決をきちんとすべきだったろうということを知りたい、議決案件を専決したということ自体が納得できないということを私たちは申し上げます。だから、この責任はどのように感じているのかを、ちょっともう一度お答えください。ほかの経過がどうであれ、忙しかったからとか、今とっても大切だからとか、そういうふうなことを聞いていません。議会の議決に付すべき契約をなぜ専決してしまったのか、そのことだけをちょっとお答えください。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 地方自治法におきまして、特に緊急を要する場合、災害対応などがその典型ですが、地方自治体の長は専決処分をすることが認められております。それは議会を決して軽視するというわけではなくて、町民の健康や生命を守るために必要な措置が一日も早くできるようにするために地方自治法はそういった専決処分権を認めているわけです。

私も、何でもかんでも専決をするわけではありませんが、まさしく今回専決したのは避難所用の間仕切りということで、町民の健康や生命を災害から守るために一日でも早く入手すべき物品のものでございますから、これは専決にすべきものと解釈して専決処分したものでございます。

○議長（関 誠一郎君） 4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） それは専決できるものとできないものがあるんです。今この命を守るためと言いました。住民の命と暮らしを守るためという言葉で私たちも今議員をやっております。ですので、とても大切なことだと思います。

しかし、この避難所用間仕切りの300張については、本当にこれが専決をしなければならぬ内容のものであったのかどうかと問われると思うんです。これは、命が大切だからとかいうようなことなんですけれども、この理由については、多忙により失念をしたと町長は言い訳をしております。この多忙により失念で申し訳ありません、ごめんなさいで済むものではないんですよ。これは専決に当たりません。多忙により失念したものは専決に当たりませんよ。どうですか、これは。どのように弁解しますか。弁解というか、答えてください。専決に当たりません。何でこういうことをやってしまったのかをもう一度振り返ってみてください。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） もう一度申し上げますが、専決処分自体は、町民の生命を守るために、健康を守るために特に緊急に必要なので専決処分をしたんです。そして多忙により失念したのは、専決処分したことでなくて、それを議会に提出するほうを9月に出すのを逸してしまったと。専決処分自体は住民の生命、健康を守るために必要なものとして行っております。議会に提出する時期について遅れてしまったということです。専決処分するのを忘れてしまったわけじゃなくて、議会に提出するのを忘れてしまったということなので、そこはよく分けて考えていただきたいと。

また、一日も早くそういった避難所用品の納品を受けるために、この専決処分に関する承認と、それから町長、副町長の政治的あるいは道義的な責任の問題というのはきちんと分けて議案の議論をしていただきたいというふうに思います。そこをごっちゃにして議論するのではなくて、この避難所用の間仕切りは一日も早く納品すべきかどうかという問題と、町長や副町長の責任はどうなんだという問題は、これは別の問題として議論していただきたいと思います。

○議長（関 誠一郎君） 4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） まあ理由は何とでも言えると思うんですけれども、議会に提出するのを忘れたということなんですけれども、これは、じゃ議会に提出するのを忘れたということは議会軽視ということで理解してよろしいのでしょうか。そんな適当なことで私たち議員を愚弄するようなことをやってしまって、それで単に議員に提出するのを、議会に提出するのを忘れたと、それで済ませていただけるんですか。それは納得できませんよ。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 決して議会を軽視しているわけではなく、心から反省をしまして、先ほど議場での冒頭で深くおわびを申し上げ、頭を下げさせていただいたところでありまして、軽視したということではありません。もし軽視しているということであれば、

そのようなおわびをしたりとかということはないと思いますので、議会を重く見ているからこそおわびを申し上げ、そして自らの責任も感じて給与減額等の条例を出すということも表明させていただいたわけですから、その点はぜひ私の心中をお察しいたきて、決して議会を軽視しているわけでもないし、その愚弄するなんていうことはとんでもございませぬし、そういった気持ちだということをご理解いただきたいと思います。

○議長（関 誠一郎君） よろしいですか。

ほかにございますか。

8番河原井大介君。

○8番（河原井大介君） 先ほど来お話を聞いているんですけども、その専決処分というのがありますね。その専決処分というのは、先ほど4つの例を挙げてお話をされました。1つは議会が成立しないということですね、2つ目、様々な理由で議員定数の半数以上が出席しない、会議が開けないよというところですね。それから、先ほど来ずっと言っている緊急を要するためですね、よく読んでいただきたいんですが、緊急を要するためこの地方自治法上の3番には、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるときなんですよ。4点目、議会において議決する事件を議決しないときというふうにあります。

緊急を要すること、先ほど来、災害ですね、町民の生命、財産を守る。もちろん間仕切りは議会でも賛成ですし、いいものですよね。それは立派なものですし、そういったものはあれば安心でございます。ただ、幾つかの確認作業があります。この間仕切りのお金というのは、執行部の皆さん方のポケットマネーで出されているものですか。違います。税金なんですよ。町民の税金なんです。これは町民の税金を使うからこそ、公金を使うからこそ、地方自治法でも専決処分には議会の招集の時間がないときという限定的なものにされているんです。つまり、緊急であるからいいという論理ではないんです。つまり、今までの話を総合して結論から言いますと、緊急性を要することは分かりますが、議会を招集後の後の専決処分を8月27日付にされていると。ということは、もうこれは専決処分の条件に合致していないんですよ。ですから、もっと分かりやすく言いますね、今回、承認案件というふうに出ていますけれども、これ専決処分の承認案件なんですよ。専決処分の承認案件は、これは承認されようが、不承認、承認されまいが、専決処分をしたということで契約は有効なんです。ということは、専決処分にしちゃえば、議会で例えば700万以上の物品購入を議決案件して否決されても、実際には効力を有するので専決処分のほうがいいよねという判断もあるかもしれない。

もう一回言いますよ、4つの地方自治法の179条第1項、この議会の決定すべき事件に関しても同様なんですけど、いずれにしても特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、告示していて議会を通していないので専決処分はあり得ないんですよ。そのことを、まず専決処分じゃないということを確認をしてい

ただきたいと思います。

それと、もう1点言うことは、先ほど来、議長からの質問状があって、その回答をされているんですけども、いろいろと話聞かされていて、ここで結局、予算とか決算の過去の問題についても、議会は承認しているし、そういうふうに解釈しているというふうに決めているんですが、この専決処分の問題もそうです、過去の問題も含めてそうなんですけれども、誰がそれを決めるのということなんです。解釈は執行部で幾ら解釈されても結構なんです、その解釈をどのように解釈するかは議会、議員が決めることでもあります。つまり、こういうものにお金使っていていいですかという話がありますよね、もちろんそれに使っていていいですよと議会が政策の意思決定をする、その後に執行部が実際契約をし、業者とつながってお話をしながら契約に結びついてお金を支払うというやり方になる。じゃその後、その契約についてもいいのか、悪いのかというのを議会で決定し、さらにその後の問題で言うと、使ったお金について承認しますか、しませんかということ。

いずれにしても専決処分に今回の議案というのは、幾ら主張しても合わないんです。それ、ちょっと質問します。

多忙だと言っていますが、誰が多忙なのか、だったのか、お答えいただけますか。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 職員が全般的にですね、私も含めてですけども、本年度に関しては多忙を極めていると思います。例年であれば、例年の予算規模と比較にならないぐらいの大きな予算を動かしております。一般会計、特別会計合わせて今年は200億を突破していますが、こんな巨大な予算、空前絶後の予算規模になっております。お金を一つ一つ使うということは、一つ一つ申請書を出してもらったり、それを間違いないかをチェックしたり、それを伝票を回したりということで、200億の予算執行の裏側には必ず事務がついてきますので、コロナで仕事がない方がいる一方で、保健所なども典型ですが、どこも行政役場は多忙の極みにあると思います。

そういった中で、また様々な説明資料もこれまでよりも作る量は増えていますし、それもおのおの目を通さなきゃいけないということで、どうしてもチェックが甘くなってミスが発生しやすい状況が生まれていたのではないかとこのうふうにも思います。ただ、それは言い訳でありまして、きちんとそのような状況においてもチェックすべきことはチェックして、議案の提出漏れがないかということもチェックして、下から上がってくる議案に提出漏れがある場合は、それを副町長や町長がチェックして、これ提出漏れているよということで指摘して議案をつくらせなければいけませんので、そういった意味で、行政機関全般が多忙の極みに今あるということでございます。

○議長（関 誠一郎君） 8番河原井大介君。

○8番（河原井大介君） 結局、町長は今まで公文書等々とか、様々なもので議員へ説明、ペーパー上での説明も含めて、多忙であり失念したというのは、あくまでも自分だったよ

うな雰囲気だったんですが、今話をすると、組織的に多忙であった。そして、いわゆるめちやくちや忙しくてうっかり忘れてしまったんだよという主張ですね。それでよろしいですね。はい。

そうしますと、じゃ何でうっかり忘れたのかと。先ほど来聞いていると、再発の防止策というのが全く分からないんですよ。来年もまた忙しかつたらば、うっかり忘れちゃう。再来年も。いや、もしかしたらもう忘れているものもあるかもしれないけれども、これとつても恥ずかしいことなんです。こういった事例というのは、銚田市も含め、過去にたくさん事例があります。その行政トップリーダーは常にこう言います。私たちの事務の知識がなかった、そして組織的なチェック機能が三役を含めなかったので、おわびを申し上げますと言います。これが基本なんですね。どういうことか。多忙によって失念したなんていうことを言う首長は、全国探してもどこにもいないですよ。あり得ないですよ。多忙によって失念しないために組織があるんです。そのために課長補佐がいるんです。そして監査委員がおり、議会。

先ほど加藤木議員おっしゃいました。議長、この話知っていましたかと。専決は。知りません。少なくとも契約をしたり、専決処分をしたり、ある一定の金額の大きいものに対しては、議長、そして議会運営委員会委員長あたりには、今後の議会運営をスムーズにするためには必要であること。そしてさらに、組織内のチェック機能について、今防止策は何もないですね。観念的に精神論で何となくけむに巻いているというか、頑張りますみたいなこと言うんですけれども、いやいや、そんなことじゃないんです。ほかの民間の方に会社のことを聞くと、例えば伝票を回したりします。これは稟議書でもいいでしょう。そのときには、例えば、専決処分のもは赤色のペーパーにする。700万円の物品購入だったらブルー、青色の紙です。誰でも分かるように、金太郎あめのようにどこを切っても分かるように組織的なチェック機能を果たせることが行政が今やるべきことだし、そのことを全くお話しをしないで、再発防止策もないまま、多忙だ、多忙だ、多忙だって、マスコミを含めて新聞にも出ていますけれども、そして議会への公的な場所でも踏まえて、そして町民の皆さんに対しても多忙だと言っているんですよ。多忙なんてあり得ん、言い訳にならないんですよ。そんなこと言っているのは恥ずかしい、やめてくれ。そんな多忙なんていう台詞は絶対だめ。

そのことを踏まえて、再発防止策、今提案しましたけれども、やりますか、やりませんか。議長も含めてですよ。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 今後、議案の提出漏れがないように、専決処分を行った際には速やかに議会に告知書を送るなり、再発防止策についてもしっかりと検討してまいりたいと思います。

また、多忙によりということはい言訳にならないということで……

〔「ならないよ」と呼ぶ者あり〕

○町長（上遠野 修君） 全くおっしゃるとおりですが、一方で、各自治体におきまして、今、行政機関が大変事務的な負担がかかっていることを鑑みて、そういった負担に配慮するというような動きも全国の自治体や議会等でもあるというふうに伺っておりますので、そこはシステム的にミスのないようなことも考えますが、本当に夜遅くまで財務課でも総務課でも、まちづくり戦略課でもたくさんの書類を抱えて、とても定時には終わらない仕事をしていますので、そういった職員の状況についても、ぜひ耳を傾けていただければなと。もちろんそれは言い訳にすぎないと言われれば、全くそのとおりでございますが、システム的な対応もしますが、本当に仕事がない人がいる一方で、行政機関は仕事にあふれていて、非常に負荷がかかって厳しい状況にあると、そういう状況にあるということも、ぜひ議員各位にも理解いただきたいというふうに思います。

○議長（関 誠一郎君） 8番河原井大介君。

○8番（河原井大介君） だから、そういった言い訳がましいことをべらべら、べらべらしゃべったってしょうがないんですよ。どういうふうにしたらいいのかと、再発防止策がいまだに出ないんですよ。組織でチェックしますじゃないんです、どうやるのと、具体的に。どうやるのと聞いている。私、提案したじゃないですか、色を変える、もしくはその稟議書のところに、これは物品購入なのか、専決処分なのか、しっかりそういうのは見て、そして報告をしながらやる。それをやるのかやらないのかと聞いているだけです。

忙しいとか、忙しくない、職員が200人いてですよ、専決処分したことをみんな知っていますか、知らないんですか、分かっているんですか。分からないですよ。

もう1個、これは大事なことですけれども、今回専決処分にしようと思ったんじゃないかと思っているんですよ。どういうことかという、桜井さんの9月の議会の一般質問ですけれども、これ発注しているのかと。この問題については入札している。その後、10月7日に突然話が来たときに、話を聞くと、副町長が議長のもとに相談に行ったときに、まずは10月7日の新しい文書を持っていったときに仮契約だという話をしたらいいじゃないですか。何だそれと。結局、何がポイントかという、10月7日の数日前に慌ただしく気づいたというふうにおっしゃいましたけれども、実はそのときに専決処分した可能性もあるんじゃないかと疑問に思っているんです。なぜならば、令和2年8月31日に指名競争入札の結果報告が出ているんですよ。これは結果報告について稟議書を回しているわけですが、この決裁後は契約を締結してよろしいかというのが令和2年8月31日。そして、その前の、なぜか分かりませんが、8月27日には物品購入契約の締結専決処分についてというペーパーがあります。よく分からないんですけれども、8月31日のものが何で契約をしていいかというふうな稟議書が回っていて、何で8月27日ので専決処分が出ていてダブルでやっているのか。これどっちが本当なんですか。

まあ、いいや。これ最後に質問します。

結局、そういうふうなやり方のものがあったり、よく分からないんですね。ちゃんと気づいたときに対応しなければいけない。いずれにしても今回専決処分は、法令上当てはまらない。専決処分ではないんです。緊急事態であることではなく、その後続く議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであること、告示もしていますから、これはもう関係ないんで、専決処分の条件に合致しない。もちろん緊急的なものについては特別なものがあるでしょう。しかしながら、今回のケースは告示後ですから、議会を招集した後ですから、これが専決処分ということには絶対に該当しない。であるならば、今回私は、できればこの承認案件は今すぐ取り下げさせていただきたい。そして12月議会にでも、この備品購入の追認議案として出されたらいいと思います。そうすれば話の整合性はある。専決処分したという理由がないし、専決処分したと言い張ったとしても、法律上法令違反であることは間違いありません。だから、そのことは追認という形で、さっきおわびをした、頭を下げましたよ、私はと町長は自ら言いましたけれども、であるならば、12月議会にきちんと追認議案としてこの備品購入を出すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 質問がいろんなところへいって、何を答えればいいのかちょっと戸惑っているところですが、何度も同じ答えになってしまいますが、一日も早く、明日地震が起こって、コロナも同時に発生するかもしれないわけですから、一日も早く避難所への間仕切りは入手しなければいけないと。

議会の招集をしようとするれば、それは告示していたとしても、9月議会に出すにしても、正式な契約が9月議会の議決日は18日最終日になっちゃいますから、専決の場合はもう専決した時点でもう契約が成立しているので、その日のうちに物品の調達に入るわけですが、議会の招集をして議決してから契約に移るということは、もうその時点で数日、1週間は遅くなってしまいますので、その議会を招集して議決までいただく時間がないと。もう落札日に即座に契約をして、事業者に対しては物品の調達の手配に入っていただくのが町民の生命や健康を守るためにベストであるということですから、落札日をもって専決をするというのが最も正しい判断であろうというふうに思っております。

契約日と専決日につきましては、落札日をもって契約日・専決日となっております。それが正しいということでございます。

○議長（関 誠一郎君） 8番河原井大介君。

○8番（河原井大介君） 最終日に議決しなきゃいけないというわけじゃないんですよ。初日にちゃんと上程し、そのことは議決すればいいわけですね。それは日程上の変更で可能なんです。だから常に、先ほどから言っているように、議長と議運の委員長にはきちっとお話をしながら、そこのバランスをきちっとできるようにすればいいだけの話なんです。

今回のものについては、特殊なもので急ぎなんていうことは、話が分かればそれでいいわけですから、そういうことがまず1点。

先ほど来、災害だから、忙しいからじゃなくて、私が言っているのは、再発防止策は大丈夫なんですかと聞いているんですよ。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 再発防止策、いろんなやり方があるかと思いますが、まず、ここで議会の皆さん方に申し上げたいこととしては、今後は専決処分を行ったら、直ちに議長宛てに専決処分を行いましたという事の通知を出したいというふうに思います。そうすることで、議会の側からも議案の提出漏れについての指摘ができるでしょうし、こういったすぐに通知をしておけば、その後の議会運営委員会等で複数の目で確認されて、これ漏れているというふうに気づくことができると思いますので、一つの再発防止策として、専決処分を行った場合、速やかに議会、議長に対して専決処分を行ったことの通知を行うということにしたいと思います。

○8番（河原井大介君） 違う、違う。組織的な内部の事務的なチェックについて確認しています。

○町長（上遠野 修君） そういった事務処理を行うことをきちんと事務処理の中でルールとして定めておきたいと思います。

○議長（関 誠一郎君） 8番河原井大介君。

○8番（河原井大介君） それはいつまでにできるんですか。事務的な組織的なチェック機能はどのように果たすのか、いつまでにそれは完成されるんですか。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） そういった役場内のルールを変える例規審査会というのが定期的に行われますので、次の例規審査会にはそういったものをかけて、ルールとして財務規則なのか、それともちょっとほかの規則なのか、どこかの規則にそういった文言を入れたいというふうに思います。

なお、12月議会におきましても、議会承認に付すべき工事や物品の購入がありますので、それは専決ではなくて、必ずしも緊急性を要しないということで、通常の議案で追加提案として出す予定です。

実は今日、12月議会の議案の提出が役場の中で締め切っているんですが、まだ開札が終わっていないとか、契約が終わっていない700万以上の物品とか、5,000万以上の工事がありますので、それは12月議会の最終日に追加提案として出す予定になっています。今回ちょっとこういったミスをしたことで、役場内でもきちんとチェックしようということで、そういう気運になっておりますので、さらに何年もたつと、またチェックが甘くなってしまうと思いますので、そういった規則も次の例規審査会では審議して、新たな町の事務処理のルールとしたいというふうに思います。

○議長（関 誠一郎君） 2番加藤木 直君。

○2番（加藤木 直君） すみません、先ほど1つ確認するの忘れしました。

今の河原井議員と藤咲議員のお話聞いていますと、焦点がちょっとずれたかなと私は思うんです。先ほど町長が一番初めに冒頭、謝罪されました。この謝罪の内容は、専決を報告することを忘れたということよりも、物品の購入700万以上は議決が要るということを失念していたんじゃないかなと私は思います。もしくは分からなかったのか。それが本当なんじゃないかなと。それを隠すために専決処分にしたと。実際はそうなんじゃないですか。

本当のところ、それは違いますか、本当のところを教えてください。物品購入700万以上、議決するのを忘れたでしょう。その1点です。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 先ほどの繰り返しになりますが、河原井議員からの質問にもありましたけれども、8月末日に開札と同時に専決をしましたが、それを議会に提案するのを漏らしてしまったということで謝罪をしたわけです。

○議長（関 誠一郎君） 2番加藤木 直君。

○2番（加藤木 直君） 物品の購入は700万円以上、これ議決を忘れたわけじゃないということですね。それを隠すために専決をしたというふうにしたんじゃないですか。もう一度お願いします。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 本当に繰り返しになりますが、専決はしておりまして、それを議会に提出するのを忘れてしまったということです。

○議長（関 誠一郎君） 2番加藤木 直君。

○2番（加藤木 直君） 分かりました。

よく言われますよ、アイヌの言葉でも。組織の中に一人でもうそつきがいると、その組織、アイヌではコタンと言いますが、その集落は滅びるとかと言いますが、そういうことはないということですね。了解。分かりました。

○議長（関 誠一郎君） 14番小坪 孝君。

○14番（小坪 孝君） 出席をしている課長さんからちょっと話を聞きたいんですけども、担当課である財務課長、それと総務課長に聞きたいんですけども、これは本当に専決やったんですか。専決していないのにしたようにしたんじゃないですか。財務課長、非常に私は残念ではないんですよ。この書類をもらうときに、専決処分をしたなんていう書類は見てないんですけども。

指名競争入札の結果について。標記の件につきまして、令和2年8月27日に指名競争入札を執行いたしましたので、関係書類を添えて報告いたします。また、決裁後は契約を締結してよろしいですかという起案書を作って、8月31日に決裁をもらっているのにもかかわらず、8月27日に専決処分をやっているんだったら、何でこの文書が存在するんですか、財務課長。その中に、一般質問で町長の答弁をつくるのはあなたなのに、議会の定例会に、

今準備していますなんていう報告書を、町長の答弁をつくらせているということは、財務課長、おかしいんじゃないですか、そういう報告書を作らせて。それで締結後に、総務課長、会計処理を27日に専決処分で行ったとしたら、28日に会計処理をやるべきなんですよ。それがなぜ9月8日の頃に会計処理、それで8月31日に、決裁後に締結してよろしいかなんていう、こういう文書を作っているんですかというの。財務課長、ちゃんと説明してください。

○議長（関 誠一郎君） 財務課長舩橋行子君。

○財務課長（舩橋行子君） 14番小坪議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

物品の購入契約の専決処分につきましては、その契約日の8月27日に同日付で専決処分の起案を別にしておりまして、そちらにつきましては事務監査の中で小坪議員さんのほうにも、その内容のほうはご覧いただいていると存じます。

以上でございます。

○14番（小坪 孝君） じゃ何でその文書が2つ存在するんですか。専決してあるのに、契約してよろしいかという文言がなぜ入っているんですか。それを教えてください。

町長じゃないよ、財務課長だよ。

○議長（関 誠一郎君） 財務課長舩橋行子君。

○財務課長（舩橋行子君） 契約につきましては、こちらのほうは契約の決裁につきましては条文化された文言でございまして、こちらはそういった文言で決裁をしております。それで、それと別に専決処分ということで起案をしております。

以上でございます。

○議長（関 誠一郎君） 14番小坪 孝君。

○14番（小坪 孝君） 別々に起案していて、なぜこれ専決処分が終わっているやつを8月31日の議決後に、本契約をしてよろしいかなんて、何でこういう起案書を作るんですかというの。それがおかしいのよ。それで、私が監査で調べさせていただいたときには、この文書がなかったのよ。専決処分したなんていう文書がなくて、議員さんのところへみんな報告があった後にこの文書が、私の記憶では出てきているんですよ。そういう形で、本当に残念だなと。総務課長、27日に決裁をして専決処分しているのに、なぜ9月8日の頃の会計処理になっているんだか、その答えを教えてください。

普通はね、決裁したら、次の日、同日、会計処理をやっているわけなんですよ。そういう形からいくと専決処分はやっていない、本当に本契約をして9月8日の頃に会計処理をしたんじゃないですか。きちっと教えてください。

これ、何で総務課長に聞くかというのと、私が話を聞いた中で、財務課がうちは8月27日にきちんと書類を回したんだと、それなのに総務課が決裁しないでかっぼってたからこういうことになったということを財務課長から聞いていますから、それを確認したくてね。だから、決裁と会計処理と専決処分が27日契約した中でも、8月31日に、決裁後に契約し

ているんだったら、やっぱり8月7日は私は妥当だと思うのよ、会計処理も。それなのに、専決処分で大変多忙だからなんていって、会計処理まで忘れている総務課長にちょっと話を聞きたいなと思うんです。本当に多忙なのは分かりますよ、コロナで。でも、こういう仕事をちゃんとやらなければプロではないと思うので、ちょっと聞きたい。

○議長（関 誠一郎君） 総務課長鯉渕和己君。

○総務課長（鯉渕和己君） 14番小坪議員さんのご質問ですけれども、8月27日に専決で支出負担行為を起こしたんですかね。支払伝票が9月8日ですか、確かに今ちょっと指で数えてみたら、遅れてはいますけれども、それほど、故意に隠していたほど遅れているとはちょっと思えない。私のところでも、ちょっと故意に隠した記憶はないし、そういうことは通常しないと思うんですけれども。

○議長（関 誠一郎君） 14番小坪 孝君。

○14番（小坪 孝君） まあね、そういうほかしかないでしょう。本当にね。

会計処理、私ちゃんと見てきていますけれども、入札を終わった次の日にはきちんと、要するに契約保証金だの、何かもらって、きちんとやっている。

あと1点ちょっと言いたいのは、この入札は5件あったんですよ、8月27日に。5項目の入札をやりました。それが午後2時。午後からやっているんです、入札を。そうすれば、城里町内の業者に私は聞いて歩きました。午後の入札結果で、本当にその日に契約ができるんですかと。そうしたら、町内業者の人、それはやっぱり土木関係の人らは保証金を入れなくちゃならないから、入札やるとして、終わったとしたら午後から契約でしょうと。

要するに、この物件購入の入札についても5つの案件があるから、早くて次の日あたりじゃないですか、契約できるのは。それなのに契約もしないうちになぜ専決処分が同日付で、業者に聞いたら入札日に契約をするということになっているみたいで、3日遅れようが、2日遅れようが、1日遅れようが入札日に本契約だの仮契約をしているという状態は、これは本当に正しくないと思うのよ。きちんと契約であれば契約日にやると、入札日同日の契約日にしているなんていうのは、ちょっといけないと思うし、なぜこれ、予算と支払いと何つけても、どのあれでもやっぱり遅れても1日なんですよ。なぜ10日ぐらい遅れて会計処理をやっているんですかと。総務課長、仕事怠慢じゃないですか。

一点ちょっと注意しておきたい、この場を借りて。起案書が決裁もきちんとしていないのに、まちづくり戦略課長、起案書がきちんとできてないのに入札をやっちゃったなんていう結果も、押印が押してないのに入札が終わっちゃって、後から押印してくださいなんていう事件もありましたので、会計課から会計処理の印鑑をもらわないで入札を終わりにしちゃって、後から印鑑くださいなんていう事件もありますし、やっぱりきちんとやっていただきたい。いいです。

○議長（関 誠一郎君） 答弁よろしいですか、総務課長。

○14番（小唄 孝君） いいです。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 1点だけ私のところで説明申し上げたいと思います。

契約の話として、契約日というのと印鑑を押した日というのが、それ遡っていたとしても、それは全く違法性はないということを申し上げておきます。小唄さん、27と31という話があったんですが、弁護士にも確認しましたが、契約というのは双方が契約しますという意思の合意があった日が契約の成立日なんですね。その後、実際に添付書類をそろえたりして、その添付書類に不備があったりして、添付書類そろえるのに何日間かかかって、印鑑を押したのは、その意思の合意があった後、数日後に印鑑を押したとしても、契約日はお互いに、あなたが落札です、分かりました契約しますというふうに、お互いの意思が疎通した日をもって契約日としてよろしいというふうに契約理論上はなっています。だから契約の要件は、双方の意思の合意が成立した日が契約日ですので。

もちろんいろんな民間の契約では、意思の疎通が図られたのは印鑑を押した瞬間にお互い契約する意思が調ったということだったら印鑑を押した日が契約日としていいわけです。

そういうことで、入札の落札日をもって契約日とするという事務処理は何ら違法性はないんですけども、監査員の小唄さんから、やはり実際に印鑑を押した日と契約日を同じにしたほうがいいんじゃないかという厳しいご指摘を、ここ何か月間の監査でいただいておりますので、最近はその印鑑を押した日をもって契約日とするというふうにしております。ただ、契約成立の要件というのを法律的に言いますと、発注する者と受注する者の双方の意思の合意が取られた日をもって契約の成立日としてもよいということになっておりますので、その点は何ら問題ないですよということは申し上げておきます。

○議長（関 誠一郎君） 14番小唄 孝君。

○14番（小唄 孝君） そういう話聞くと残念だなと思うんです。財務課長、これ決裁後に契約してよろしいかなというのは、全課長らの判こ押してあるんだよ。専決処分のやつの判こなんか全然、誰のものも押してないんだよ。これ後から作ったんでしょう、決裁もらわないで判こだけ、こういうの。そうしか考えられない。入札日が契約できるなんていう文言がこういう文書も、契約時に遡って専決処分をしたなんていう文書を作っているものとか、私は判断ができない。非常に残念である。

以上、終わり。

○議長（関 誠一郎君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第74号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第75号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

討 論

○議長（関 誠一郎君） これより討論に入ります。

初めに、承認第13号に対する討論はございませんか。

〔「議長、4番」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） これから討論を行います。

討論は1人1回の原則により1回のみといたします。

なお、発言時間は10分以内とします。

まず、原案に反対の方の発言を許可いたします。

4番藤咲芙美子君。

〔4番藤咲芙美子君登壇〕

○4番（藤咲芙美子君） 4番藤咲芙美子です。

承認第13号 物品購入についての反対討論を行います。

地方自治法及び条例によりますと、700万以上の財産を購入する場合は議会の議決に付さなくてはならないと定められています。ところが町長は、この規定に違反し、816万円の避難所用間仕切りの入札契約を専決処分しました。その際、町長は多忙により失念したと言い訳をしております。そもそも自治体の長が法律違反をしてしまうことがあり得るのでしょうか。許されることでしょうか。私は長として資格が問われる問題だと認識しております。

さらに、今回は専決処分した案件を承認するよう求めています。これは本来、議決すべき案件を専決処分したから議会として承認してほしいというものです。違法的に行った行為を議会に追認を求めているのです。

近代の地方自治制度のもと、議会は首長の諮問機関ではありません。この案件は議会の役割、地方自治を否定するもので、私は強く抗議をするとともに、このような違法行為にくみすることを拒否いたします。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 続いて、原案に賛成の方の発言を許可いたします。

〔発言する者なし〕

○議長（関 誠一郎君） 続いて、原案に反対の方の発言を許可いたします。

2番加藤木 直君。

〔2番加藤木 直君登壇〕

○2番（加藤木 直君） 承認第13号について反対の立場より討論をいたします。

今回の物品購入契約専決処分は、地方自治法第179条1項のどの部分にも該当しないものと思われる。しかも、一連の流れを見ると大変不自然であり、その専決処分は後づけにしか思えない。いつまでもこのようなことをしていれば、優秀な職員の能力を引き出せないまま、町の信用は失墜し、職員もやる気をなくしてしまうのではないだろうかと心配です。職員の皆さん、どうか町民のために正しいことは正しい、誤っていることは誤っていると勇気を持って言っていただきたい。

私は小さい頃、親に言われました。「天知る、地知る、我知る、子知る」という言葉を。他人は知らないだろうと思っても、天地の神々も、自分も、それを知っているあなたも、本当のことは必ずいつかは露見するものであると。何といても一番始末に悪いのが、自分が知っているということです。そして部下は知っている。上司が知っている。職員の皆さんはいつか退職されます。自分は公僕として、公務員として町民のために働かせていただいたと胸を張って言えるように、今後も正しい仕事を続けていただきたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 続いて、原案に賛成の方の発言を許可いたします。

〔発言する者なし〕

○議長（関 誠一郎君） 続いて、原案に反対の方の発言を許可いたします。

8番河原井大介君。

〔8番河原井大介君登壇〕

○8番（河原井大介君） 私、河原井大介でございます。反対の立場から討論させていただきます。

今臨時会、議会の議決に付すべき財産の取得案件について、令和2年10月23日の朝日新聞報道にもあったように、専決処分を行ったにもかかわらず、そのまま議会承認を得ていなかったという問題が発覚したということでもあります。

しかし、議会招集後の専決処分は緊急性があるとは言えない。先ほどもお話をさせていただきましたが、4つの条件には合致いたしません。専決処分ではないという判断をさせていただいております。契約後に開催された令和2年第3回議会定例会において、桜井議員が今回問題となっている間仕切りについての一般質問をしました。現在手続を進めっていると答弁し、専決処分について一切触れることはない。そして、議会への上程を多忙により失念したという言い訳、これは非常に問題だというふうに感じています。

その定例会前に開催された議会運営委員会、全員協議会においても、専決処分についての事前説明、協議は全くなかったこと、その時点でこの専決処分というのはしていないのは明らかじゃないのかと断ぜざるを得ないというふうに思っています。仮に専決処分をし

たという言い分を信じたとしても、その議決を多忙により上程を失念してしまったということ、そんなことが組織チェック機能を果たす行政上の中で、そして法令遵守をする中で、そして公務員になる際に宣誓をし町民の福祉及び法令を遵守する立場の公務員が、それを忘れることが、多忙により失念することがあるのでしょうか、疑念です。

そして、上程を多忙により失念したということは、明確な法令違反です。これは町民を無視していることの表れでございますし、町の執行部に対して深い疑念と不信を抱かせるあり得ない行為であるということを断言します。町長及び町の職員、これらの事案を厳粛に今回受け止めていただきながら、二度と同様な事件を起こさないように再発防止策をしっかりと図っていただきたいというふうに思っています。

法令及び規律の徹底を図り、そういった中で再度、今回の議案は専決処分議案ではありません。承認案件ではない。再度今回取り下げていただいて、12月議会で物品購入の追認議案をきちっと出していただきたい。そのように思っています。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 続いて、原案に賛成の方の発言を許可いたします。

〔発言する者なし〕

○議長（関 誠一郎君） 続いて、原案に反対の方の発言を許可いたします。

ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（関 誠一郎君） 以上で承認第13号に対する討論を終結いたします。

次に、議案第74号に対する討論はございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 討論なしと認めます。

次に、議案第75号に対する討論はございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

採 決

○議長（関 誠一郎君） これより採決に入ります。

初めに、承認第13号 物品購入契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（関 誠一郎君） 以上、採決の結果、賛成、反対が同数であります。

したがって、地方自治法第116条第1項の規定により、議長が本案に対して採決いたし

ます。

議長は否決と採決いたします。

起立少数です。よって、本案は承認されませんでした。

次に、議案第74号 城里町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（関 誠一郎君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第75号 城里町職員の給与に関する条例及び城里町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（関 誠一郎君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で採決を終結いたします。

以上で本臨時会に付議されました議案は全て議了いたしました。

ここで、町長より発言を求められておりますので、この際、これを許可いたします。

町長挨拶

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 令和2年第6回城里町議会臨時会の閉会に当たりまして、一言挨拶申し上げます。

本臨時会に提案されました議案につきましては、関議長のもと慎重審議をいただき、適切なる決定をいただきました。会議の中で議員各位から賜りました貴重なご意見につきましては、今後の町政執行において十分参考にさせていただきたいと考えております。

なお、議員各位には体調管理に十分注意され、町政発展のため重ねてご尽力いただきたくお願い申し上げます、私の挨拶とさせていただきます。

大変ありがとうございました。

閉会の宣告

○議長（関 誠一郎君） 以上をもちまして、令和2年第6回城里町議会臨時会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

午後 3時37分閉会